

<民生委員・児童委員候補者の推薦について>

令和7年4月

橿原市役所 福祉部 福祉総務課

1. 民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、地域の人々が安心して暮らせるよう、民生委員法及び厚生労働大臣から委嘱を受け、地域の皆様からの相談の解決にあたり、行政とのパイプ役や調整役といった様々な活動を行っています。

また、すべての民生委員は児童委員を兼ねており、子どもに関する相談支援活動も行っており、主に子どもの事を専門に担当する民生委員・児童委員が、主任児童委員です。

2. 橿原市の民生委員・児童委員の人数と任期

令和7年3月現在で橿原市の民生委員・児童委員は210名、主任児童委員が22名の合計232名の方がいらっしゃいます。

現在の民生委員・児童委員の方の委嘱期間が令和4年12月1日～令和7年11月30日までとなっているため、令和7年度が一斉改選となります。

3. 民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格要件

(奈良県ホームページより)

- * 市町村会議会の議員の選挙権を有していること。
- * 人格識見が高く、広く社会の実情に精通し、かつ、社会福祉の増進に熱意のある者。
- * 区域を担当する民生委員・児童委員を推薦する場合は、原則75歳未満の者。
- * 主任児童委員を推薦する場合は、原則55歳未満の者。

4. 民生委員・児童委員の位置づけ・身分

民生委員・児童委員は、一般に生活を保障するための俸給、給料などを受けない公の職となっており、「民生委員法」及び「児童福祉法」に定められ、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職の地方公務員です。

5. 民生委員・児童委員の活動内容

*住民の立場に立った相談・支援

担当の地域で、一人暮らしの高齢者の見守り、子どもたちへの声掛けなどを行っています。また、介護の悩みや生活上の心配事など、様々な相談に応じます。

*専門機関への「つなぎ役」

相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、行政をはじめとした専門機関への「つなぎ役」となっています。

*相談内容の秘密保守

民生委員・児童委員には守秘義務があるため、地域住民から受けた相談内容については、秘密を厳守します。

6. 各地区の民生委員・児童委員の定数

地区名	地区担当 民生委員・児童委員	主任児童委員
耳 成	4 0	3
香久山	7	2
鴨 公	1 6	2
八 木	1 5	2
畝 傍	4 7	3
今 井	1 0	2
真 菅	3 4	2
金 橋	1 6	2
新 沢	1 1	2
白 檀	1 5	2
計 (10 地区)	2 1 1	2 2

*市内には、10地区の民生児童委員協議会があります。

10地区…耳成・香久山・鴨公・八木・畝傍・今井・真菅・金橋・新沢・白檀

7. 民生児童委員協議会の活動

- ① 定例会の開催（毎月）
- ② 研修会開催
- ③ 民生児童委員活動の啓発
- ④ 地域包括支援センター、子ども家庭相談センターなどの行政機関や学校等の関係機関との連携
- ⑤ 生活福祉資金貸付事業、共同募金運動、歳末たすけあい運動などの社会福祉協議会の活動への参加協力
- ⑥ 独居高齢者の見守り、ふれあい給食、ふれあい交流会などの地域福祉活動の展開

8. 民生委員・児童委員の選任まで（予定）

- 令和7年3月14日 第1回 民生委員推薦会開催
→ 民生委員・児童委員の選任の決定、選出方法の決定
- 令和7年4月～6月 第1回 民生委員推薦会にて選任された団体へ候補者の推薦依頼及び推薦方法等について説明
- 令和7年7月23日 候補者推薦締切
- 令和7年8月4日 第2回民生委員推薦会
→新民生委員・児童委員候補者を推薦者として決定
- 令和7年8月13日 奈良県へ推薦者名簿提出締切
- 令和7年11月 奈良県より委嘱状等配布
- 令和7年12月1日 民生委員・児童委員委嘱状伝達式

9. 提出書類と期限について

【提出書類】

- ① 候補者報告書
- ② 民生委員・児童委員候補者推薦書
- ③ 民生委員・児童委員候補者履歴書
- ④ 主任児童委員候補者推薦書（ピンクの用紙）
- ⑤ 主任児童委員候補者履歴書（ピンクの用紙）
- ⑥ 推薦理由書 … 民生委員・児童委員で75歳の年齢を超える場合及び新任で会社員の方を推薦される場合のみ、ご提出ください。
主任児童委員で55歳の年齢を超える場合及び新任で会社員の方を推薦される場合のみ、ご提出ください。

*③と⑤（⑥がある場合は⑥も同封）は配布している封筒（小）に入れて、推薦書と一緒に自治会長様にご提出してください。

*自治会長様は各自治委員様より提出された②と④の推薦書を基に、①を作成してください。①を作成後、②～⑤の書類を配布している封筒（大）に入れていただき、①と一緒に市役所にご提出ください。

【提出期限】

各地区への提出期限 令和7年7月16日（水）

檀原市への提出期限 令和7年7月23日（水）

（自治委員の皆様におかれましては、公私ともご多忙のところ恐れ入りますが、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。）

<お問い合わせ先>

橿原市役所 福祉部 福祉総務課

電話 0744-46-9002

FAX 0744-25-7857

担当 総務地域福祉係